条の四の規定の適用がないものとして高齢者医療確保法第三十八条の規定を被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる概算前期高齢者納付金の額の十二分の四に相当する額を算定する場合におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者納付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額の項中「九十七円」を「百三円」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第八十五号）附則第三条の規定に基づき、平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率及び同法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率を次のように公示する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率	○・○○○五四六二二
法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率	○・○○五九七六九○

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町薬王寺字中村四五の五、四五の六、四六の二、一〇三〇、一〇三二から一〇三七まで、一〇三九、一〇四〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村四五の五・四五の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇三三から一〇三七まで、一〇三九、一〇四〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町林垣字隨泉寺三〇から三七まで、三八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字隨泉寺三〇・三五・三七・三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町奥赤字大峠六二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市山本字大谷五四二、五四三、五四四の一、五四五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町畑山字細ヶ谷四七の一、四八の一から四八の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

橋場下沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

栃木県那須烏山市大木須字堂浄入　二七七五番から二七八二番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び昭和五十年建設省告示第九十号で指定した第六号に掲げる土地の区域を除く。）

栃木県那須烏山市大木須

字橋場

一七九〇番四地先道路敷　一号

一七九一番地先水路敷　二号

一七八七番　三号

一七八六番　四号

二七八三番二地先水路敷　十一号

一八〇〇番　十二号

一七九〇番四　十三号